

## 土木工事における工事完成図書等の簡素化について

昨今の厳しい社会経済情勢を踏まえ、本市発注の土木工事における工事完成図書等を簡素化することにより、発注者の監督・検査及び請負者の業務の合理化を図ることを目的とする。

### 1 対象工事

請負対象金額130万円以上500万円未満の土木工事とし、工事完成図書等の簡素化に関する特記仕様書に明示するものとする。

### 2 簡素化の対象となる工事完成図書

土木工事共通仕様書1-1-1-4「施工計画書」、1-1-1-20「工事完成検査」及び1-1-1-23「施工管理」を簡素化する。また、計画工期又は実施工程が60日未満の工事については土木工事共通仕様書1-1-1-24「履行報告書」の提出を不要とする。

「施工計画書」、「工事完成検査」及び「施工管理」の取扱いを以下のとおりとする。

(1) 「施工計画書」の記載事項は以下のものとする。

- ①計画工程表
- ②施工方法
- ③施工管理計画
- ④安全管理
  - ア. 安全衛生管理計画(組織表のみ)
  - イ. 免許・資格等一覧表
- ⑤段階確認に関する事項
- ⑥緊急時の体制及び対応表
- ⑦交通管理
- ⑧再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(2) 「工事完成検査」の取扱いは以下のとおりとする。

土木工事完成検査時提出書類一覧表(別表1)のとおり。

(3) 「施工管理」の取扱いは以下のとおりとする。

安芸高田市土木工事に伴う提出書類一覧表(別表2)のとおり。

## 工事完成図書等の簡素化に関する特記仕様書

第1条 本工事を安芸高田市が発注する小規模工事として位置付けられた土木工事とし、工事関係書類等の簡素化の対象工事とする。

第2条 簡素化対象図書及びその扱いについては、以下のとおりとする。

- 1) 施工計画書には次の事項を記載する。
  - (1) 計画工程表
  - (2) 施工方法
  - (3) 施工管理計画
  - (4) 安全管理
    - ア. 安全衛生管理計画(組織表のみ)
    - イ. 免許・資格等一覧表
  - (5) 段階確認に関する事項
  - (6) 緊急時の体制及び対応表
  - (7) 交通管理
  - (8) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- 2) 工事完成検査においては、土木工事完成検査時提出書類一覧表(別表1)により整理する。
- 3) 施工管理においては、安芸高田市土木工事に伴う提出書類一覧表(別表2)により整理する。
- 4) 本工事の計画工期及び実施工程が60日未満である場合は、履行報告書の提出を不要とする。

第3条 請負者は工事関係書類の簡素化により、工事目的物の品質の低下を招くような事のないよう、工事を適正に施工し管理しなければならない。